

# 船舶事故調査報告書

平成23年6月30日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）  
委員 山本 哲 也  
委員 石川 敏 行  
委員 根本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成22年10月14日 05時50分ごろ
発生場所	北海道えりも町 <sup>ふえまい</sup> 笛舞漁港 笛舞港西防波堤灯台から真方位094° 100m付近 (概位 北緯42° 02.7′ 東経143° 06.1′)
事故調査の経過	平成22年10月19日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 <sup>ちよ</sup> 千代丸、0.8トン HK3-113409（漁船登録番号）、個人所有 6.81m (Lr) × 1.62m × 0.64m、FRP ガソリン機関、30kW、平成10年4月17日 B 漁船 <sup>えいこう</sup> 第七栄光丸、0.8トン HK3-113243（漁船登録番号）、個人所有 6.77m (Lr) × 1.62m × 0.64m、FRP ガソリン機関、30kW、平成6年11月10日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 74歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年10月9日 免許証交付日 平成20年5月20日 (平成25年12月1日まで有効) B 船長B 男性 87歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年10月9日 免許証交付日 平成19年5月17日 (平成25年5月14日まで有効)
死傷者等	A 負傷 1人（船長A）肋骨骨折及び胸椎椎体骨折 B なし
損傷	A 右舷船首部ブルワークに擦過傷及び右舷船尾部防舷材に亀裂 B 右舷船首部外板に擦過傷
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、笛舞港西防波堤灯台の西方300m付近の漁場を発進し、笛舞漁港港口に向けて約12ノット（kn）の速力で東進した。 船長Aは、船尾部の「かんざし」と称する横板の右舷側に腰を掛け、左手で船外機の操縦レバーを握って見張りに当たり、西外防波堤南端付近で

	<p>減速を始め、笛舞港西防波堤灯台を通過後に西防波堤に沿った針路として半速力で航行中、左舷方の船揚場（以下「斜路」という。）から下ろされているB船を認めた。</p> <p>船長Aは、本事故当時、さけ定置網漁船が出漁する時期であり、さけ定置網船の出航船がないかどうか船首方の中央突堤付近を気にしながら斜路へ向けて東北東進中、平成22年10月14日05時50分ごろ笛舞港西防波堤灯台から真方位094°100m付近において、A船の右舷船首部とB船の右舷船首部とが衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、たこ延縄漁か、かじか刺し網漁にするか迷いながら、磯舟の係留地としていた斜路で船外機の始動点検等を行ったのち、05時45分ごろ固定していた索を解いて斜路から下ろし、右舷船尾に立って船外機の操縦レバーを左手で握り、西防波堤の壁面に書かれた“港を大切にしよう”の「う」の文字に向けて約3.5knの速力で発進した。</p> <p>船長Bは、左舷側に見える中央突堤の岸壁上でフォークリフトが動き回るのを見ながら西南西進した。</p> <p>衝突後、船長Bが、両船を斜路に揚げ、船長Aが、救急車で病院に搬送された。</p>		
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風 穏やか、視界 良好 海象：海上 平穏</p>		
<p>その他の事項</p>	<p>A船及びB船は、視界を妨げる構造物はなかった。 A船は、変針後、斜路に向けて約60m航行したのちに衝突した。 船長Aは、気が付いたら、船の中から助けられて病院へ搬送されていた。 本事故付近における日出時刻は、05時38分で周囲は明るかった。</p>		
<p>分析</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="515 1218 815 1346"> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p> </td> <td data-bbox="815 1218 1457 1771"> <p>あり なし なし</p> <p>A船は、笛舞漁港内を東北東進中、船長Aが、出航船の有無を気にして船首方の岸壁付近に注意を向けており、適切な見張りを行っていなかったことから、接近するB船に気付かなかったものと考えられる。</p> <p>B船は、笛舞漁港内を西南西進中、左舷方の岸壁上で作業しているフォークリフトに気を取られ、適切な見張りを行っていなかったことから、接近するA船に気付かなかったものと考えられる。</p> </td> </tr> </table>	<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>A船は、笛舞漁港内を東北東進中、船長Aが、出航船の有無を気にして船首方の岸壁付近に注意を向けており、適切な見張りを行っていなかったことから、接近するB船に気付かなかったものと考えられる。</p> <p>B船は、笛舞漁港内を西南西進中、左舷方の岸壁上で作業しているフォークリフトに気を取られ、適切な見張りを行っていなかったことから、接近するA船に気付かなかったものと考えられる。</p>
<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>A船は、笛舞漁港内を東北東進中、船長Aが、出航船の有無を気にして船首方の岸壁付近に注意を向けており、適切な見張りを行っていなかったことから、接近するB船に気付かなかったものと考えられる。</p> <p>B船は、笛舞漁港内を西南西進中、左舷方の岸壁上で作業しているフォークリフトに気を取られ、適切な見張りを行っていなかったことから、接近するA船に気付かなかったものと考えられる。</p>		
<p>原因</p>	<p>本事故は、笛舞漁港内において、A船が東北東進中、B船が西南西進中、両船が適切な見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>		